# 令和4年5月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和4年5月27日(金) 開 会 午後3時00分 閉 会 午後4時07分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松﨑泉教育長、河西雄一教育長職務代理者 藤澤美樹教育委員、林吉広教育委員、網野美秀教育委員
- 4 事務局(説明員)

樫尾光洋教育こども課長、小口知宏課長補佐兼教育総務係長、 塚原浩課長補佐兼スポーツ振興係長、亀割英人子育て支援係長、 岩波洋生涯学習係長、永田陽一図書館長、田中慎太郎健康サポート係長

# 令和4年5月定例教育委員会 次 第

令和4年5月27日(金) 下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第27号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算(第2号)について
  - (2) 議案第28号 ナックルフォア艇の購入について
  - (3) 議案第29号 電子黒板の購入について
  - (4) 議案第30号 食器食缶洗浄機等の購入について
  - (5) 議案第31号 下諏訪町奨学金条例の一部を改正する条例について
  - (6) 議案第32号 下諏訪町児童手当等事務処理規則の全部改正について
  - (7) 議案第33号 下諏訪町学校運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
  - (8) 議案第34号 健康運動施設の開館時間変更の試行について
- 5 報告事項
  - (1) 専決処分の報告について
  - (2) 第3期下諏訪町スポーツ推進計画策定事業(案)について
  - (3) 新入社員実践道場におけるボート研修について
  - (4) 下諏訪町立図書館公衆無線LAN環境整備工事について
  - (5) 諏訪地方陸上競技選手権大会の開催の可否について
  - (6) その他
- 6 その他
- 7 閉 会

# 【会議録】 議事の内容

- 1 開 会 松﨑教育長
- 2 会議録署名委員の指名 藤澤美樹教育委員、林吉広教育委員
- 3 教育長報告
- 4 (水) 警戒レベル 5→4 「特別警報 I」となる
- 7 (土) 警戒レベル 4→5「特別警報Ⅱ」となる
- 10 (火) ○町校長会(社中)
- 11(水)○南小・北小 放課後子ども教室開所式;再延期 レベル4で開催予定→6/15(水)
- 14(土)下社御柱祭里曳き1日目
- 15(日)下社御柱祭里曳き2日目
- 16(月)下社御柱祭里曳き3日目(小中学校休業日)
  - ※ すわのね駐車場を御休み所(本部)として、3日間来賓の接待。髙木副町長と松﨑教育長とで対応。
- 18(水)○町人権教育推進委員会
  - ※ 9月15日(木)、弁護士 北川和彦氏を講師にお招きし、子どもの権利条約についてお話いた だく。
  - ※ 会議後、学級閉鎖等の条件緩和について県立学校同様に小中学校と確認した。
    - ① 陽性者が1名発生し、その者の最終登校日から5日経過するまでに2人目の陽性者が発生した場合。
    - ② 陽性が確認されたものが 1 名あっても、その者の最終登校日から 5 日を経過するまでに、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が 2 名発生した場合。
    - ③ 1 名の陽性者が発生し、5 名程度の濃厚接触者がいる場合。等であるが、今後共、学校医や保健所、学校、教育委員会との連携により判断していきたい。
- 19 (木) ○諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会総会;オンライン 当町が事務局
- 20 (金) ○諏訪地区保護司会下諏訪分区:保護司の皆様来訪
  - ※ 本年度、社会を明るくする運動の取組は中学生標語、小中学生作文実施。
- 21 (土) ○信毎諏訪湖レガッタ1日目
- 22 (日) ○信毎諏訪湖レガッタ 2 日目

#### 【以下予定】

- 27(金)○定例教育委員会
  - ○市町村対抗駅伝報告会
- 29 (日) ○砂時計贈呈式(南知多町との交流);宮坂町長、松﨑教育長出席

質疑なし一了承

#### 4 付議事項

(1) 議案第27号 令和4年度下諏訪町一般会計補正予算(第2号)について

〈樫尾課長〉説明

歳出のみになりますが、10款1項3目基金活用事業費24節積立金15万9000円ですが、ふ

るさとまちづくり寄附金として、7 件 15 万 9000 円を賜りましたので、こども未来基金に積み立てをするものでございます。

質疑なし一承認

- (2) 議案第28号 ナックルフォア艇の購入について
- (3) 議案第29号 電子黒板の購入について
- (4) 議案第30号 食器食缶洗浄機等の購入について

#### 〈樫尾課長〉説明

これらの議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例というものがございまして、こちらの第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動 産の買入れに該当することから、議会の議決をお願いするものでございます。

まずナックルフォア艇の購入でございますが、既存のナックルフォア艇が老朽化しており、公正な競技の維持が困難となっていること、また来年度に当町で開催される予定の全国市町村交流レガッタに向けて、大会に支障のない環境を整えるため、下諏訪町漕艇協会と長野県ボート協会からの支援も受け、7艇の購入を行うものです。購入先の業者につきましては、5月6日の入札会におきまして、2者によります指名競争入札により決定し、滋賀県にあります桑野造船株式会社と5月23日に仮契約を締結しております。受注生産となりまして、納入までに半年近く要すると聞いております。11月6日に予定しております、今シーズン最後の漕ぎ納め式と併せて進水セレモニーを挙行したく、この議案につきましては初日の即日採決として議案を提出させていただくものとなります。

続きまして、電子黒板の購入でございます。GIGAスクール構想の実現に向け、国が示す整備目標に沿い、小中学校に計画的に設置を進めるもので、今年度は中学校の全普通教室 15 台と、特別支援教室 5 台を合わせて 20 台、小学校へは来年度の本格導入に向けて、各校 2 台ずつの購入、合わせて 24 台を行うものです。購入先の業者につきましては、5 月 6 日の入札会におきまして、7 者による指名競争入札で、諏訪市にありますサスナカ通信工業株式会社と5月9日に仮契約を締結しております。1089万円となります。早期の導入が望ましいものであるとともに、機器の設置などの作業を小中学校の夏休み期間中に実施したいと考えておりまして、こちらの議案につきましても、即日採決としてお願いをするものでございます。

続きまして、3 件目の食器食缶洗浄機等の購入でございます。既存の機器は昭和 59 年に購入したもので、37 年が経過し、現在では年に数回不具合が生じるなどしており、修繕にも限界がきているため購入を行うものです。下諏訪中学校になります。購入先の業者につきましては、5 月 6 日執行の入札会において、5 者による指名競争入札により決定し、松本市にあります信越厨房株式会社と5 月 9 日に仮契約を締結しております。購入金額は、税込 880 万円で落札をされております。機器の設置は、給湯配管の小規模な改修が伴うこともあり、4・5 日間の期間を要することとなります。設置作業を夏休み期間中に実施したいと考えておりますが、半導体不足の影響で、付属機器の導入に実施日数を要するといった情報があり、早期に導入を進めたく、こちらの議案につきましても、即日採決として提出をさせていただくものです。

以上3件についてご説明申し上げましたが、よろしくお願いいたします。

質疑なし一承認

# (5) 議案第31号 下諏訪町奨学金条例の一部を改正する条例について

#### 〈樫尾課長〉説明

下諏訪町奨学金は、奨学金条例第2条により、奨学基金から生ずる収益のみをもって充ててまいりました。収益とは、言うなれば基金の利子になりますが、近年の利率の低下により、減益が続く半面、奨学金の利用希望者が増加傾向にあることから、収益のみで貸し付けることが困難な状況となっております。

今後も継続して、奨学生への貸付を行うため、収益のみならず、基金の原資による貸付を行いたいことから、貸付の原資を収益のみに制限している第2条の表現でありますが、「奨学金は奨学基金から生ずる収益をもってこれに充てる」となっておりますが、「奨学金は下諏訪町奨学基金から生ずる収益および基金の処分をもってこれに充てる」に改めるものです。

質疑なし一承認

# (6) 議案第32号 下諏訪町児童手当等事務処理規則の全部改正について

#### 〈亀割係長〉説明

この規則は令和3年9月1日に児童手当法施行令の一部を改正する政令、および児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和4年6月1日から施行されることを受け、当町においても、その事務処理について定める本規則を改正することとしました。

改正の要旨としては、町長が備える児童手当受給者台帳の情報等は記録管理すべき情報とされたことから、これまで定めていたこれらの様式は省略するとともに、現行では児童手当法に基づき 0 歳から中学校卒業までの児童の養育者であって、扶養親族等の数に応じた所得制限限度額により、低い所得額の者に対しては児童の年齢に応じた額の児童手当が、所得制限限度額以上の所得額の者に対しては児童 1 人につき一律 5000 円の特例給付が支給されていましたが、今回の改正により、特例給付が支給されるもののうち、主たる生計維持者の所得額が一定の額以上の者については、令和 4 年 10 月支給分から特例給付の支給対象外とすることとされました。

また、現行では児童手当施行規則の規定により、児童手当などの受給者は、毎年現況届を提出することとされていましたが、今回の改正により、一般受給者については一律の提出義務が見直され、市町村長は届け出により届けられるべき書類の内容を確認することができるときは、現況届の提出を省略させることができることとされたことなどから、国で示された例に沿って全部改正を行うものです。

次に、各条文についてご説明申し上げます。本規則に定める各事務処理は児童手当法施行規則に基づき提出されたものに対し、同施行規則に基づき審査し、処理することについて定めるものとしております。最初に台帳の趣旨でありますが、この規定は児童手当などの支給に関し児童手当法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしております。第2条では情報の管理について、第3条からは児童手当法施行規則に基づく手続きに対する事務処理について、必要な事項を定めております。

#### 《松﨑教育長》

様式の関係は、20ページ以降のようになっている。

#### 〈亀割係長〉

はい。こちらで定める様式は、決定通知等になってきます。この元の申請書類等につきまし

ては、上位法になります児童手当法に定めてあります。

#### 《林議員》

今までもらえていた人が、一部もらえなくなるということですか。

#### 〈亀割係長〉

はい。所得が多い方です。国の方で、今まで所得制限限度額というものがありましたが、それに加えて所得上限限度額というものが設定されました。その金額を超える方、例えば、お子さん2人で年収103万円以下の配偶者の場合、1200万円以上の年間収入がある方につきましては、今までは特例給付が出ていましたが、10月分の支給から対象外でもらえなくなります。《林委員》

国の定めということですね。

#### 〈亀割係長〉

はい。

### 《松﨑教育長》

現況届を出さなくて良いというのは。

#### 〈亀割係長〉

今まで現況届で、その方の世帯の状況や、所得の状況を出していただいたところですが、町で管理するシステムで、そういった状況が照会できるということになってきていますので、皆さんになるべく負担をかけないということで、国の方で見直しをかけ、基本的には国では原則廃止というような言い方をしています。しかし、町の方でどうしても情報がつかみ切れない方につきましては、現況届を出していただきます。例えば、配偶者からのDV等で住民票の住所地が当町にない人や、別居間の受給者である父親と子供が別に暮らしている、そういった方については引き続き現況届を出していただくような形になっております。

# 《松﨑教育長》

国の制度が変わったということで、町も対応するということですね。

質疑以上一承認

# (7) 議案第33号 下諏訪町学校運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

#### 〈小口補佐〉説明

現在の学校運営委員会設置要綱でございますが、学校支援地域本部と学校評議員が一体となった信州型コミュニティスクール制度への変革のため、従前の「下諏訪町町立小、中学校学校評議員設置要綱」を廃止し、内容を一部引き継ぐ形で本要綱を制定しております。兼ねてから委員任期の制限が、規模の小さい社中校区においては、選任に苦慮している状況から、任期の制限を撤廃し、委員の継続性を重視するため、一部改正をするものでございます。改正の内容は、これまでの「5年を超えない範囲」を廃止し、改正後は「委員の任期は、委嘱された日から1年とし、再任を妨げない。」とするものです。

質疑なし一承認

# (8) 議案第34号 健康運動施設の開館時間変更の試行について

〈田中係長〉説明

昨年5月にオープンいたしました健康ステーション、健康フィールドの開館時間延長の試行

期間を設けるにあたり、条例の定めに基づき、皆様にお諮りするものでございます。

健康ステーションにつきましては、条例で定める開館時間は、平日・土曜日が午前 10 時から午後8時まで、日曜・祝日は午後5時まででございます。1回の利用は2時間までと定められておりますので、最終の午後8時まで2時間ご利用いただくためには、6時に入館する必要があり、一般企業などにお勤めの皆さんにとっては、閉館が早く夜間の利用に繋がっていないのではないかといったご意見を頂戴しております。こういったご意見を踏まえ、開館時間を延長することにより、夜間の利用者が増えるかを確かめ、今後、正式に開館時間を改定するか参考とするため、開館時間延長の試行期間を設けるものでございます。

これに加えまして、健康フィールドの開館時間につきましては、現在午後5時まででございますが、旧車検場でございます屋内フィールドにつきましては、照明が完備されており、夜間の利用も可能であることから、夜間利用の需要があるかを検証するために、健康ステーションと同様に試行的に開館時間を延長するものでございます。

試行期間でございますが、7月1日から9月30日までの3ヶ月間を予定しております。具体的な時間でございますが、健康ステーションの開館時間を1時間、健康フィールドのうち、屋内フィールドの開館時間を4時間延長し、試験的にそれぞれ午後9時までにいたします。また、期間中にはアンケート調査を実施するとともに、健康フィールドについては、健康サポーターの皆さんの協力により、夜間の運動講座を開催するなどし、健康フィールドのPRにも繋げていきたいと考えております。職員体制につきましては、遅番勤務の職員の勤務時間を繰り下げることで対応いたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、6月2日の定例記者会見で発表し、6月中に 町ホームページ、広報誌で周知をしたうえで、7月から3ヶ月間試行期間を実施いたします。 これを機会に、お勤め等で時間が合わず、施設を利用できなかった皆さんにも足を運んでいた だき、さらなる施設利用の促進に繋がればと考えております。

質疑なし一承認

#### 5 報告事項

(1) 専決処分の報告について

〈樫尾課長〉説明

令和3年度下諏訪町一般会計補正予算第14号につきましては、3月30日に専決処分をさせていただき、この6月議会定例会にて承認を求める議案を提出いたしますのでご報告をさせていただきます。

内容についてですが、地方債の補正の変更ですけれども、中学校施設整備事業は下諏訪中学校の照明設備の改修で、図書館整備事業は図書館の照明の改修ですけれども、ともに事業費の確定に伴う地方債の限度額の整理となります。

地方債の補正の廃止ですけれども、文化センターの改修工事先送りに伴う地方債の借り入れの廃止という理由となります。

続きまして歳出をごらんください。10 款 1 項 3 目基金活用事業費 24 節積立金 1 万 5000 円 は、ふるさとまちづくり寄附金として 1 件 1 万 5000 円を賜りましたので、こども未来基金に積み立てるものです。3 項 1 目中学校整備事業費 14 節工事請負費 22 万円の減額は、下諏訪中学校照明設備改修工事費の確定に伴い減額をするものです。4 項 4 目図書館管理費 12 節委託

料の 4000 円の減額、14 節工事請負費 3 万 6000 円の減額は、図書館の照明設備改修事業費の確定に伴い減額をするものです。6 目総合文化センター費 12 節委託料は、文化センター改修工事の実施設計の委託料について、工事を先送りしたことに伴う財源振り替えとなります。

続いて歳入をごらんください。18 款 2 項 1 目公共施設整備基金繰入金は、下諏訪中学校の 照明設備改修事業費の確定に伴う6万7000円の減額と文化センターの改修工事の先送りに伴 う記載の整理とあわせ、公共施設整備基金からの繰入を見送るものです。21 款 1 項 6 目 2 節 中学校施設整備事業債の20万円の減額は、下諏訪中学校の照明設備改修事業費の確定に伴い、 起債を整理するものです。3 節図書館整備事業債の10万円の減額は、図書館照明設備の改修 事業費の確定に伴う起債の整理です。4 節文化センター改修事業債の6820万円の減額は、文 化センター改修工事の先送りに伴い、実施設計の委託料にかかる経費が起債の対象外となるこ とから、公共施設整備基金の繰入金と同様に一般財源への財源振り替えを行うものです。

質疑なし-了承

# (2) 第3期下諏訪町スポーツ推進計画策定事業(案) について 〈塚原補佐〉説明

4月の定例教育委員会の席上においては、議案第24条 令和4年度・5年度下諏訪町スポーツ推進審議会委員の任命にあたりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。つきましては、お手元の策定スケジュール案に基づきまして、推進計画を策定してまいりたいと思います。策定スケジュール案のうち、審議会が何回かあります。審議会におかれまして、素案作成、諮問修正案を重ねる中で、年明けの1月には町長定例記者会見において、パブリックコメントの説明を行いまして、2月末には町長へ答申、3月の議会最終日において推進計画の報告をして、4月1日から第3期スポーツ推進計画を施行してまいる予定でございます。

質疑なし一了承

# (3) 新入社員実践道場におけるボート研修について

#### 〈塚原補佐〉説明

このボート研修会につきましては、NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構が、新入社員の実践道場を開校し、新入社員が社会人として育ち、各企業において早期に戦力として活躍ができるよう、カリキュラムを組み、既に5月18日(水)より研修を実施しています。

その事業の一つに、座学だけではなく、実践的で体で覚える、また感じる研修の中にボート 研修を取り組んだ経過でございます。詳細内容等につきましては、44ページの方を主体に、次 ページに雨天の場合について記載してあります。

質疑なし-了承

#### (4) 下諏訪町立図書館公衆無線LAN環境整備工事について

#### 〈永田館長〉説明

町では平成 28 年度から計画的に公衆無線LAN整備を行ってまいりましたが、ここで下諏訪町立図書館への公衆無線LANの環境整備が、今週工事を行いまして、使えるようになりましたので、ご報告させていただきます。利用時間は、平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時、土日祝日は午前 8 時 30 分から午後 6 時となります。災害など緊急時においては、インターネッ

ト接続手段として避難所開設時にもご利用いただける形になります。

6月の町長定例記者会見で、他の街歩きの部分と併せてご報告する形になります。

質疑なし一了承

# (5) 諏訪地方陸上競技選手権大会の開催の可否について

#### 〈小口補佐〉説明

過日の諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会総会で投げかけた陸上競技大会の開催の可否について、改めてご説明し、ご意見をお願いします。

この陸上競技大会は、昭和23年10月、諏訪陸上競技連盟の発足を記念し始まった伝統ある大会で、今年度は第73回大会を迎えます。主催は諏訪地方教育委員会連絡協議会と、諏訪陸上協会のほか6市町村の陸上協会、スポーツ協会陸上部で、主管は諏訪陸上協会になります。大会の運営は、主管である諏訪陸上協会が行っており、大会事務局は、茅野市、富士見町、下諏訪町の3市町が持ち回りで行っており、今年度は下諏訪町が事務局になります。

大会の開催期日は日本陸連及び長野陸連の大会日程などを考慮し、平成27年度以降は8月末の日曜日或いは9月最初の日曜日で開催されています。

開催可否の意見を求める理由は、会場となる茅野市運動公園陸上競技場が、日本陸連の公認認定が切れ、検定の猶予を1年間いただいている状況でありますが、公認施設としての存続は茅野市様に委ねられるところであります。

これまで公認記録を得られる大会として長く続いてきた大会でありますが、開催日までに公認会場になることは厳しい状況であると捉え、「記録が公認扱いとならなくても開催するか」または「公認扱いにならないのであれば開催しない方がよいか」の意見をとりまとめ、同じ主催者である諏訪陸上協会へ改めて意思表示を示したいと考えています。

なお、事務局では諏訪地域内の公認の陸上競技場である、岡谷東部中と下諏訪陸上競技場で の開催は大会の規模的に受け入れが難しいと判断しております。

本日、このように質問させていただいておりますが、他の5市町村の方でも、教育委員会事務局から各教育委員さんに説明をお願いしているところです。

以上、委員皆様のご意見をいただきまして、当教育委員会の意向を決めていただければと思います。よろしくお願いします。

#### 《網野委員》

歴史があってすばらしい大会だと思いますが、公認がなくなってしまうと、県大会に出られるレベルの子たちは参加しなくなってしまうのではないかと懸念される。レベルの高い大会ではなくて、6市町村の中でやる大会であれば、歴史もあるので今まで通り続けていけば良いと思います。

# 《河西職務代理》

公認の記録にならなくても、ここ2年ほどコロナの状況で大会が出来ていないので、子ども 達が毎日練習している力試しをする機会を作ってあげることも大切だと思います。出る出ない は個々の判断ですけれど、調整できれば出てくれるでしょうし、良い機会だと思うので、ぜひ やっていただきたいと思います。

#### 《林委員》

認定がなくなってしまうというのは、どういう理由ですか。

#### 〈小口補佐〉

5 年くらいで認定を更新していかないといけないのですが、その際には施設が公認として適しているかを再度見られ、適していないとその部分を改修していかないといけない。その改修費用の捻出が、茅野市ではかなり厳しくなっています。

# 〈塚原補佐〉

今回改修するにあたって8千万円かかります。茅野市では、内1千万円だけでも寄付をしてほしいという中で、1ヶ月くらい前の新聞で440万円くらいが集まって、今後とも寄付をお願いしますとの依頼をしています。下諏訪町との違いは、茅野市は400mのトラックがあり、当町は250mであって、茅野市は第三種、当町は第四種となります。この区分によって改修のレベル的な部分も変わってきます。茅野市の方が広いので多々の種目が出来るが、当町は狭い中で思い切った事が出来ないということもあります。

#### 《林委員》

実際に、この先認定が切れてしまうということではないのですね。茅野市が改修に踏み切ってくれれば認定は続くということですか。

# 〈塚原補佐〉

昨年9月に認定が切れていて、1年の猶予がそろそろ切れてしまうので、本格的にどうするかということです。

#### 《松﨑教育長》

今、6市町村で話し合いをしてもらっているので、町としてどのような方向で考えているか を、まとめたいということです。

# 《藤澤委員》

実際に陸上をやっている子ども達の意見は吸い上げているのでしょうか。顧問の先生や生徒 たちの意見をぜひ聞いていただきたいと思います。公認記録がとれれば、県大会に行かれると かありませんか。

#### 〈小口補佐〉

大会自体は1回限りのため、次の大会に繋がるような大会ではありません。判断が難しいと ころではありますが、子ども達からの意見を集約するのは時間的な余裕もないので難しいです。 先日、教育長の方から聞いていただいた下中の中澤校長先生からは、発表の機会を与えてあげ たい、開催してもらいたいという意見はいただいております。

## 《松﨑教育長》

諏訪地方の陸上大会という歴史があって、諏訪のチャンピオンシップですから、諏訪の中で チャンピオンだよという記録が残っていくものです。参考タイムですと、公認でないので記録 を塗り替えることができなくなります。そういうことがあっても、中澤校長先生はコロナで大 会も出来ていないので、出場の機会を与えてあげたいという思いがあるとおっしゃっていまし た。

# 《林委員》

公認記録と参考記録では、かなり差があるものですか。

#### 《松﨑教育長》

歴史に残る記録が公認記録です。

# 《林委員》

諏訪地域の大会の記録に名前が残る。参考記録だと載らないということですか。

#### 《松﨑教育長》

そうです。

# 〈小口補佐〉

諏訪地方の大会で全国1番の記録を出した場合、公認であれば、県の陸連に申請を出して審査が通れば、全国へ申請を出して全国1位の名前が載ってきますが、全国1位の記録を出しても公認でなければ申請すらできません。

# 《林委員》

諏訪の大会で、もし世界記録が出たら、公認であれば認められるということですね。

#### 〈小口補佐〉

公認であれば、申請を出せます。

## 《網野委員》

そうすると(公認にならないと)、そこそこの選手が出てこなくなってしまうかなと。

#### 《松﨑教育長》

そこは個人の考え方だと思うし、陸上を練習している子ども達が大会で力を試してみたい等 あると思いますので、そういうお子さんのために開催するか、公認にならないからやらないか。 町の考えをまとめたいと思います。

#### 《林委員》

私は、ぜひやらせてあげたい。

#### 《松﨑教育長》

下諏訪としては、色々な背景があっても開催してあげたいという方向でよろしいでしょうか。 開催となれば、下諏訪が事務局になりますから、表彰式をやるか分かりませんがお願いします。

質疑以上一了承

#### (6) その他

〈小口補佐〉説明

アベノマスクですが、保育園・学校に届いたという連絡がありましたのでお知らせします。

質疑なし一了承

## 6 その他

#### 〈小口係長〉

次回 6 月の定例教育委員会ですが、6 月 24 日(金)を予定しております。開催時間でございますが、その日 6 月議会定例会の最終日で、追加議案があるとお聞きしています。開催時間につきましては、通常の 3 時 30 分よりも遅れて開催させていただきたいと思っています。4 時 30 分か 5 時ぐらいを予定しておいていただいて、また改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いします。

# **7 閉 会** 午後4時07分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

# 令和4年8月19日

署名委員 藤澤 美樹

署名委員 林 吉広

調整職員 樫尾 光洋